

細則 別表1(第2条関係) 事業の目的、内容及び事業対象者

事業区分	事業目的・内容等	事業対象者	事業の種類
1 漁業担い手確保対策事業			
(1) 小中学生漁業体験・学習事業	<p>1 目的 地域の小中学生を対象とした漁業体験・学習等を支援し、漁業への理解と憧れを形成する。</p> <p>2 内容 漁業の体験及び学習等(水産物の加工含む。)に要する経費(材料費、保険料、移動経費等)の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等漁業者が組織する団体 ・漁業協同組合 ・青少年育成組織 ・水産高校等 	助成事業
(2) 水産高校等連携育成事業	<p>1 目的 水産高校等と連携して生徒の漁業に関する実践的な技術の向上を目的に行う現場実習等を支援し、漁業に対する理解と関心を高める。</p> <p>2 内容 (1) 生徒の現場実習経費の助成 (2) 技術者の学校での実践的指導経費の助成 (3) 漁業・加工技術等の共同研究等経費の助成 (4) 小中学校との連携に要する経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係者で構成する連携組織又は水産高校等 	助成事業
(3) 漁業志向青年等体験学習事業	<p>1 目的 漁業就業を志向する青年等を対象とした漁業体験・学習等を支援し、漁業就業意識を高める。</p> <p>2 内容 (1) 漁業の体験、現地見学会の開催等経費の助成 (2) 漁業就業に関する知識習得研修に係る経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会等 ・漁業協同組合等 	助成事業
2 漁業担い手育成対策事業			
(1) 新規漁業就業者交流事業	<p>1 目的 新たに漁業に就業した青年等の漁業への取り組みを促進するため、情報交換等ネットワークづくりを進めるとともに、研修会を開催するなど新規漁業就業者の早期定着化を図る。</p> <p>2 内容 新規漁業就業者(就業5年以内の者)の情報交換会を開催する経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会 ・漁業協同組合等 ・地区又は全県範囲で主催する実施組織 	助成事業
(2) 新規漁業就業者技術研修事業	<p>1 目的 新規漁業就業者(就業5年以内の者)が養殖業等自立経営を目指して、地元先達漁家において起業に必要な基礎的知識・技術を修得する場合に、受入経営体及び実践研修生に対して支援することにより、自立経営への円滑な移行を促進する。</p> <p>2 内容 (1) 受入経営体 地域において養殖業及び採介藻漁業を営む計画を有する新規漁業就業者の指導に要する経費(6月以上1年以内で25日以上指導)の助成 (2) 実践研修生 漁業就業や漁業継承を進めている者とし、漁業担い手資格取得助成金交付要領に定める助成対象者が資格取得するための受講に要する経費(講習受講料等)</p>	<p>(1) 受入経営体(実践研修生と3等親内の者除く)</p> <p>(2) 実践研修生 漁業担い手資格取得助成金交付要領に定める助成対象者</p>	助成事業
(3) OJT研修支援事業	<p>1 目的 青年漁業者の国内先進漁家、企業体、市場等での研修又は課題解決能力向上のためのOJT研修を促進し、優れた青年漁業者の育成と地域漁業の中核者としての活動促進を図る。</p> <p>2 内容 (1) 国内先進漁家等技術研修受講経費の助成(1月以内) (2) 新規漁業就業者OJT研修経費の助成(3月以内)</p>	<p>(1) 青年漁業者、新規漁業就業者</p> <p>(2) 次の要件を全て満す者 ア 県内において継続して4年間漁業に就業した青年漁業者 イ 研修終了後においても漁業に従事すると見込まれる者 ウ 研修計画を有する者</p>	助成事業

細則 別表1(第2条関係) 事業の目的、内容及び事業対象者

事業区分	事業目的・内容等	事業対象者	事業の種類
3 青年等漁業者組織活動支援事業			
(1) 研究グループ等活動事業	<p>1 目的 漁業経営や漁家生活等の発展向上を図るため研究開発及び研究実践活動又は経営改善研修及び各種資格取得研修の開催・受講に取り組む漁業青年等グループの自主的活動を支援し、漁業青年等の創造性と研究実践意欲の高揚及び漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 研究実践活動経費の助成 漁業生産技術の開発・導入試験、水産物の加工技術の開発研究、生産物の付加価値向上試験、漁業及び生活に関する研究実証、新産地育成・むらづくり活動等に要する経費(材料費等) (2) 研修活動経費の助成 漁業技術修得、経営改善、水産物加工技術修得に係る研修及び各種資格取得等の活動に要する経費(旅費、受講、講師謝金、会場費等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青年等漁業者3人以上で構成されかつ漁業又は漁家生活等の研究活動を推進する目的で組織されているグループ(以下「青年等グループ」という。) 	助成事業
(2) 青年等交流活動促進事業	<p>1 目的 グループ活動の活性化や青年等漁業者の資質向上を図るため地区又は全県範囲で開催する情報交換会や活動実績発表大会及び青年等グループの都市・漁村間交流等の活動を支援し、意欲ある担い手の育成と漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 情報交換会の開催及び都市・漁村間等交流に要する経費の助成(会場費、講師謝金・旅費、材料費、交通費等) (2) 地区活動実績発表大会開催経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区又は全県範囲で主催する実施組織 青年等グループ 	助成事業
(3) 地域リーダー研修事業	<p>1 目的 漁村地域リーダー相互の情報交換等を通じ地域リーダーとしての資質の向上を図るとともに、その自主的活動を促進する。</p> <p>2 内容 漁業生産、漁村、漁家生活等の環境づくり及び地域の担い手育成等漁村の活性化を推進するリーダーの育成を目的とした地区又は全県範囲の研修会等の開催に要する経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区又は全県範囲で主催する実施組織 	助成事業
4 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業			
(1) 地区協議会活動事業	<p>1 目的 漁業担い手対策を総合的に推進するため、大船渡、釜石、宮古、久慈の各地区に設置されている地区漁業担い手育成推進協議会に対し活動費等を交付し、地区の漁業担い手対策に資する。</p> <p>2 内容 地区協議会活動費の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会等 	助成事業
5 特別対策事業			
(1) 特認事業	<p>漁業後継者及び漁業担い手を確保、育成するために理事長が特に実施する必要があると認める事業。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会等 	助成事業
(2) その他事業	<p>基金が自ら実施する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規漁業就業者等 	主催事業